

景観形成重点地区

綾瀬シンボルロード

目次

1	作成にあたって	
(1)	目的	2
(2)	構成	2
(3)	地区の現況	3
(4)	適用範囲	4
2	景観形成の目標と基本方針	
(1)	景観形成の目標と基本方針	6
(2)	エリア区分別の景観特性と景観形成の基本的な考え方	7
3-1	景観形成基準	
(1)	建築物・工作物・開発行為／土石等の堆積の景観形成基準	10
(2)	マンセル表色系について	12
(3)	別表／色彩範囲の適用箇所とエリア区分別の色彩範囲の許容割合	13
(4)	別表／エリア区分別の使用できる色彩範囲（ベースカラー）	14
(5)	別表／エリア区分別の使用できる色彩範囲（サブカラー、屋根色）	15
3-2	建築物・工作物・開発行為／土石等の堆積の配慮イメージ	
(1)	建築物・工作物・開発行為／土石等の堆積の配慮イメージ	18
4-1	屋外広告物の配慮事項	
(1)	エリア区分別の屋外広告物の配慮事項	28
4-2	屋外広告物の配慮イメージ	
(1)	エリア区分別の屋外広告物の配慮イメージ	32
5-1	公共施設の配慮事項	
(1)	良好な沿道景観に向けた公共施設の配慮事項	36
5-2	公共施設の配慮イメージ	
(1)	公共施設の配慮イメージ	38
6	届出対象行為と手続き	
(1)	届出対象行為	42
(2)	手続き	43
資料編	参考資料	
(1)	綾瀬市景観計画【別冊】〈景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）〉の策定に向けて	46

1

作成にあたって

(1) 目的

本市では、景観まちづくりに取り組むため、平成25年1月に「綾瀬市景観計画」を策定し、その中で、「綾瀬シンボルロード※¹」を景観形成重点地区※²の候補地として位置付けています。

綾瀬シンボルロードは、本市の中心地域を南北に縦断する軸線であり、骨格となる道路です。また、綾瀬スマートインターチェンジの開通により、沿道景観の変化が予想されます。

このような状況を踏まえ、本市の顔となる軸線としての象徴的な景観形成を目指した「景観形成重点地区」の指定に向けて、地域の特性に合わせた建築物や工作物などの形態や意匠、色彩、配置、緑化などの景観まちづくりに関するルールについて検討してきました。

本計画（別冊）では、景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）の適用範囲や景観形成方針、行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為とともに、配慮イメージなどの内容を示しています。

※¹綾瀬シンボルロードとは

（都）寺尾上土棚線の沿道全てとし、既に都市計画決定している北伸区間（寺尾台交差点以北市境まで）も含む。（本計画（別冊）では当該道路も対象とする。）

※²景観形成重点地区とは

綾瀬市を特徴付ける主要な景観を有する場所や、新たに景観形成を誘導すべき場所など、重点的に景観形成を図る必要のある場所を指定し、地元の方々が中心となって必要なルールを定め、そのルールに基づきながら個性豊かなまちづくりを進めていきます。

景観形成重点地区においては、一定規模以上の建築物などの新築や改築または外観の模様替えなどを行う場合には、事前相談と行為の届出などが必要になります。

届出後、市は、行為の内容が地区ごとに定められたルール（景観形成基準など）との整合が取れているかを確認し、必要に応じて景観審議会に諮り、指導または助言などを行います。

(2) 構成

本計画（別冊）は、綾瀬シンボルロードの景観形成の目標、基本方針、エリア区分別の景観形成の基本的な考え方を整理した「景観形成方針」、事業計画の段階で事前に配慮する事項を定めた「景観形成基準等」及び届出対象となる行為等を整理した「届出対象行為等」で構成されています。

綾瀬市景観計画【別冊】＜景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）＞

【景観形成方針】

【景観形成の目標】【景観形成の基本方針】
【エリア区分別の景観形成の基本的な考え方】

【景観形成基準等】

建築物・工作物・開発行為 ／ 土石等の堆積	○景観形成基準 ○項目別の配慮イメージ
屋外広告物	○エリア区分別の屋外広告物の配慮事項 ○エリア区分別の屋外広告物の配慮イメージ
公共施設	○良好な沿道景観に向けた公共施設の配慮事項 ○公共施設の配慮イメージ

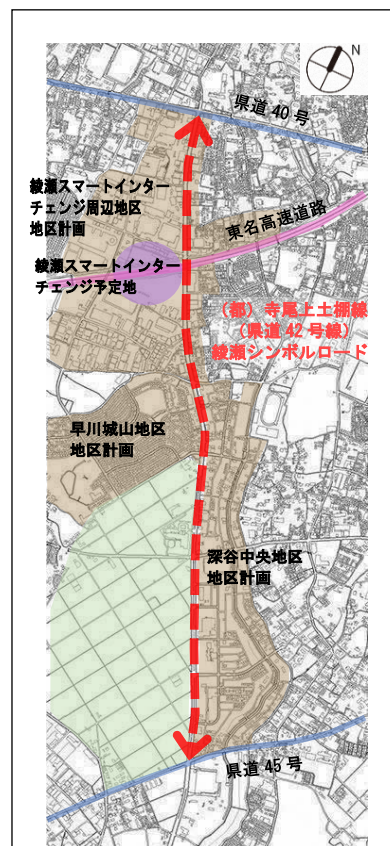
【届出対象行為等】

【届出対象行為と手続き】

(3) 地区の現況

当該地区の現況は、次のとおりです。

- ・(都) 寺尾上土棚線は、県道 42 号（藤沢座間厚木）の一部で、本市の中心を南北に縦断する、骨格となる道路である。
- ・(都) 寺尾上土棚線は、県道 40 号との交差点から寺尾地域を通過し、海老名市へ抜ける北伸区間が都市計画決定されており、将来的には、藤沢市の国道 1 号から国道 246 号に抜ける重要な役割を担う幹線道路となる。
- ・(都) 寺尾上土棚線沿道には、大山丹沢、富士山の雄大な眺望を有する地域があり、また、春日原をはじめとした、うるおいのある田園資源や市内で最も大きな商業施設等の都市資源が集積している。また、早川城山地区、深谷中央地区等の地区計画により、良好な環境が形成されている。
- ・北の玄関口として綾瀬スマートインターチェンジの開通により、各種開発の進展や多様で広域的な沿道景観の変容が予想される。
- ・市役所周辺の市街化調整区域では農地が広がっており、道の駅の整備が予定され、農業の風景と一体となったまちづくりが積極的に推進されるエリアとなっている。
- ・市民スポーツセンター入口交差点以南では、市役所をはじめとした主要な公共施設や、市中心拠点として商業施設が立地し、落ち着きの中にも賑わいのあるまち並みとなっている。
- ・市民スポーツセンター入口交差点以南の東側には、大規模商業施設をはじめとした商業施設が多く立地していることで、建築物の色彩や屋外広告物などにより、賑わいのある景観が形成されている。
- ・市民スポーツセンター入口交差点以北では、工業系用途の事務所や倉庫等を中心に、ロードサイド型商業施設、一部住宅などの建築物が立地し、沿道から後退した位置に配置されているが、長大な壁面などが見られる。
- ・綾瀬市役所前交差点以南の西側には、広大な田園地帯が広がり、後背の眺望も見通せるが、一部で広告板が集中して設置され、雑然とした状況となっている。
- ・全体的に、工場、住宅、商業施設などの様々な建築物が混在していることで、統一感のあるまち並み景観の阻害要因となっている。



(都) 寺尾上土棚線 (市役所周辺)



綾瀬タウンヒルズ



市役所周辺の農地

(4) 適用範囲

景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）は、（都）寺尾上土棚線の寺尾台交差点～早川交差点（約 3.4 km）及びその沿道周辺で、右図に示すとおりです。

寺尾台交差点から早川交差点までの（都）寺尾上土棚線及び当該道路に面する敷地が適用範囲です。

なお、

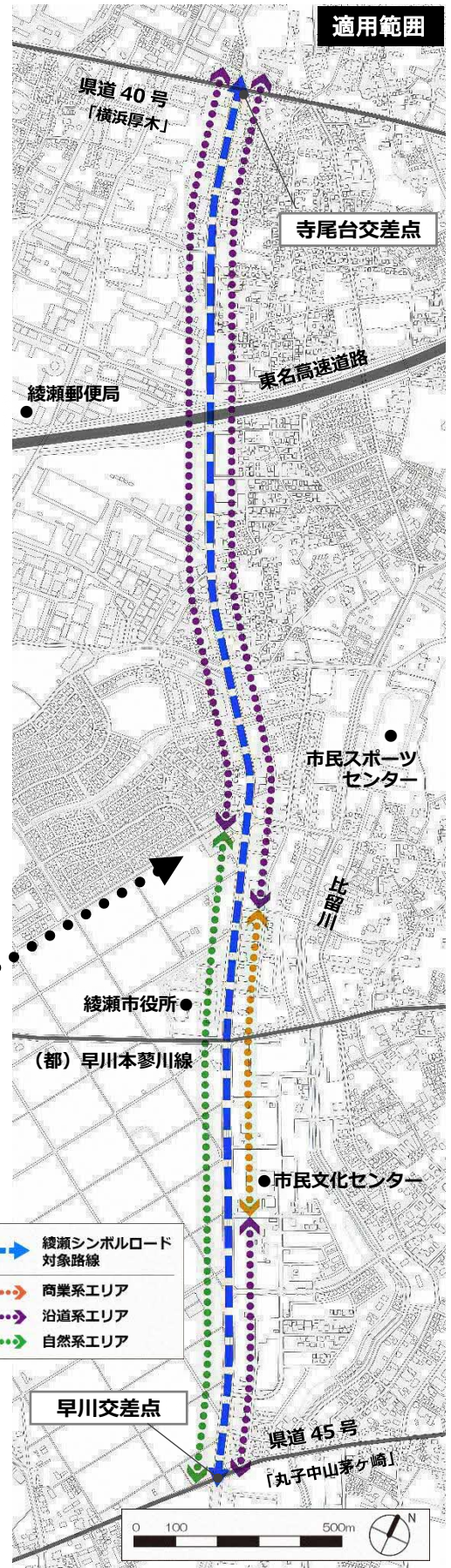
- ① 交差点部に面する敷地
- ② 当該敷地と一団の敷地として利用する（直接、（都）寺尾上土棚線に面していない）場合についても適用範囲の対象とする。

※① 当該範囲の南北に位置する寺尾台交差点及び早川交差点に面する場合など

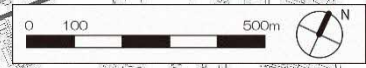
※② 沿道に面する敷地を駐車場利用し、その後背地の利用者が使用する場合など

※綾瀬シンボルロードのうち、都市計画道路延伸予定の北伸部分及び、沿道景観の変化が想定される早川交差点以南地域は除く。

エリア区分	商業系エリア	商業・行政施設が集中するエリア
	沿道系エリア	複数の用途が混在し、様々な表情を見せる沿道の軸となるエリア
	自然系エリア	田園風景が広がるエリア



↔ 綾瀬シンボルロード対象路線
●●●● 商業系エリア
●●●● 沿道系エリア
●●●● 自然系エリア



2

景観形成の目標と基本方針

(1) 景観形成の目標と基本方針

綾瀬市景観計画及び平成 30 年度に実施した、綾瀬シンボルロードの現況を把握するための基礎調査結果を踏まえ、景観形成の目標と基本方針を、次のとおりとしました。

■景観形成の目標と基本方針

景観形成の目標	「シンボルとしての風格と軸線としての連続性ととも、賑わいと緑のうるおいのある沿道景観の創出」
景観形成の基本方針	<p>連続性に配慮し地域特性に合わせた沿道景観の誘導</p> <p>○全体に建物用途が混在しているため、綾瀬シンボルロードとしての連続性に配慮しつつ、まちの賑わいや、田園風景のうるおい等の地域特性を損なわないよう、地域特性に合わせた基準を設定し、景観形成の誘導を図る。</p> <p>賑わいや緑のうるおいと風格のある沿道景観の創出</p> <p>○綾瀬シンボルロード北側部分では、綾瀬スマートインターチェンジの開通により、本市の玄関口となるため、南北に縦断する綾瀬シンボルロードを、市の象徴する景観軸とし、賑わいや緑のうるおいとともに風格を持った特徴のある沿道景観の創出を図る。</p> <p>歩道及び車道の双方からの視線を意識した景観形成</p> <p>○綾瀬シンボルロードは、市内を南北に縦断する 4 車線道路として、本市の軸線となる大きな道路である。そのため、そのスケール感を踏まえ、圧迫感の軽減や安全性に配慮した施設等の配置とすることで、歩行者及び車道、双方からの視線を意識した景観形成を図る。</p> <p>公共空間と沿道が一体となった景観形成</p> <p>○民間の施設や、道路等の公共施設全体を通して、景観形成のベースとなる街路樹や緑化等を活用し、一体的なうるおいとともに見通しの良い景観形成を図る。</p>

(2) エリア区分別の景観特性と景観形成の基本的な考え方

景観形成の目標及び基本方針等を踏まえ整理した、エリア区分別の景観特性と景観形成の基本的な考え方は次のとおりです。

■エリア区分別の景観特性と景観形成の基本的な考え方

エリア区分	景観特性と景観形成の基本的な考え方
商業系 エリア	<p>景観特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設や行政施設等が集中し、多くの人が集まる本市の中心拠点であるとともに、田園風景が広がる場所に隣接しており、賑わいととも、広がりのある眺望景観となっている。 <p>景観形成の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中心部の風格とともに、商業拠点にふさわしい魅力と、賑わいのあるまち並み景観を創出する。 ○沿道の連続性が感じられる景観の誘導を図るとともに、歩行者の安全性や快適性を向上させる。 ○彩りある花や緑により、うるおいがあり、歩いて回遊できる景観的な演出を行う。
沿道系 エリア	<p>景観特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗、事業所、工場、住宅など様々な用途の建築物が建ち並び、それに伴い、規模も混在しているため、まとまりのない沿道景観となっている。また、ロードサイド型店舗や工場等も点在していることで、広告物の掲出もまとまりのない状況となっている。なお、綾瀬スマートインターチェンジの開通により、今後、沿道景観が大きく変化する可能性がある。 <p>景観形成の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗、事業所、工場、住宅が混在する環境の調和を図りつつ、沿道の軸として落ち着きのある景観形成を図る。 ○敷地境界部の装いの工夫とともに、道路との一体的な空間づくりにより、歩行者の安全性や快適性を向上させる。 ○建築物や工作物の外観や、屋外広告物については、単調なデザインとならないよう沿道からの見え方を工夫しつつ、周辺環境と調和し、親しみが感じられる景観形成を図る。
自然系 エリア	<p>景観特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域のため、建築物がほとんどなく、広々とした田園や、大山丹沢、富士山の雄大な眺望を有する地域となっている一方で、沿道や交差点部を中心に大規模な広告板が設置されていることで、眺望景観を阻害するとともに、過剰な情報により、運転手等の安全面においても支障が出る可能性がある状況となっている。 <p>景観形成の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○田園の続く自然景観や、大山丹沢、富士山の雄大な眺望景観を踏まえ、沿道の建築物や工作物、堆積物等の見え方に配慮する。 ○田園の続く自然景観と公共空間が調和するよう、街路樹や道路の緑化などを活用し、うるおいのある空間となるよう演出する。 ○屋外広告物は沿道からの見え方を考慮したデザインや色彩、配置、規模に配慮するとともに、掲出数についても最小限に留める。

3-1

景觀形成基準

(1) 建築物・工作物・開発行為／土石等の堆積の景観形成基準

当該地区における事業計画の段階で事前に配慮する事項を定めた景観形成基準は、次のとおりです。

行為内容	項目	景観形成基準	エリア区分		
			商業	沿道	自然
建築物 ・ 工作物 ・ 開発行為	形態	・ 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。	●	●	●
		・ 屋上、壁面及び敷地内に設ける設備は、目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとする。ただし、難しい場合は目隠しを行う等修景措置を講じる。	●	●	●
		・ 使用していないプレハブ小屋等は、速やかに撤去する。	●	●	●
	意匠	・ 通りに対して平滑な大壁面が生じないよう陰影効果に配慮する。	●	●	●
		・ 建築物は、屋根、壁面、開口部などの配置の工夫や、形態及び色彩の変化による分節化などの意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努める。	●	●	●
		・ 角地や交差点部に立地する場合は、その立地に合わせた見え方に配慮したデザインとする。	●	●	●
		・ 工場や倉庫等の開口部が少なく、壁面の占める割合が大きな建築物においては、シャッター部分も含めて周囲と調和した色彩とするとともに、同系色の色彩を2色用いて変化を付けるなど、単調さや圧迫感の軽減に努める。	●	●	●
	色彩	・ まち並みの連続性及び周囲の景観との調和に配慮するとともに、基調となる色として、原色や突出色を使用しない。	●	●	●
		・ 商業系エリアは、落ち着いた中にも個性ある色彩表現により、賑わいの連続性を創出する。また、沿道系エリアでは、多様な土地利用や建物用途が混在していることから、落ち着いた中にも変化のある色彩表現により、単調な壁面や雑然とした景観とならない色彩とする。ただし、両エリアとも、沿道の連続性と周囲の景観との調和に配慮する。	●	●	●
		・ 自然系エリアには、緑豊かな田園景観が広がっているため、それらと調和した色彩とする。	●	●	●
		・ CIカラー※等を用いて広告物と一体となった装飾を行う場合は、小面積でアクセント的に用いるよう努める。	●	●	●
		・ 建築物の壁面及び屋根の色彩は、周囲の景観に調和する落ち着いた色彩とし、使用できる範囲は別表のとおりとする。(P13, 14, 15 参照)	●	●	●
		・ 照明については、多様な色彩が氾濫し、派手な景観となることがないように落ち着いた夜間景観の形成に努める。	●	●	●
	照明	・ サーチライト、フラッシュライト等により、建築物自体への刺激的な照明は避ける。	●	●	●
		・ 過度な明るさとならないよう、光量や光源の向き等は周辺環境に配慮する。	●	●	●
		・ 建築物(特に前面ガラスのもの)の室内の過度な照明による屋外への光の拡散に配慮する。	●	●	●
		・ 照明の色等を工夫することで、効果的な夜間景観を演出する。	●	●	●
		・ 農作物の生育への影響に配慮し、安全上必要な照明以外は原則設置しない。照明を設置する場合は、過度な明るさとならないよう配慮する。	●	●	●
		・ 照明の色等を工夫することで、効果的な夜間景観を演出する。	●	●	●

※CI(コーポレートアイデンティティ)カラー

企業や組織等を象徴する色。企業コンセプトや特有のイメージを表現するために、特有の色を設定し、製品や広告など、ある一定の原則に沿って有効に活用していくこと。

行為内容	項目	景観形成基準	エリア区分		
			商業	沿道	自然
建築物 ・ 工作物 ・ 開発行為	配置	・ 周辺と壁面線を合わせつつ、道路敷地境界線からできるだけ後退し、良好なまち並み景観の形成に努める。壁面後退により生じた空間については、緑化等の景観形成に資する利用とする。	●	●	●
		・ 壁面後退で生じた沿道境界部分は、歩道舗装と調和する素材や色彩を用い、一体的で賑わいのある景観を演出する。	●		
		・ 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案し、周辺景観と調和するよう配置する。	●	●	●
		・ 敷地の形状や既存樹木等をできるだけ生かした配置とする。	●	●	●
		・ 敷地内で綾瀬シンボルロードに面する側への駐車スペースの設置を極力控え、串刺し駐車場にならないようにする。ただし、駐車スペースを設置する場合には、駐車区画線を明示し、整然と駐車ができるようにする。	●	●	●
		・ 綾瀬シンボルロードに面する駐車場の出入口を可能な限り限定し、出入口以外の部分については、植栽帯を設けるよう努める。	●	●	●
		・ 倉庫や工場では、綾瀬シンボルロードに面した空間に、資材や機材を放置しないよう配慮する。		●	
		・ 農用地もしくは農業施設用地に指定されている場所は、原則建築物は多く建たないため、良質な田園風景の維持に努める。			●
		・ 良好な田園景観への眺望を阻害しないよう、綾瀬シンボルロードに面した部分においては、周辺景観との調和や、農産物販売所、作業小屋などの設置位置等に配慮する。			●
		・ 空地や駐車場は、適切な整地や仕上げ等を行い、維持管理に配慮する。	●	●	●
	緑化	・ 緑化に使用する樹種は、地域に合ったものとし、道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。	●	●	●
		・ 綾瀬シンボルロードに面する部分を中心に、季節感の感じられる草花や植栽等で緑化措置を講じるよう努める。	●	●	●
		・ 駐車場、自転車置場等は、綾瀬シンボルロードから直接見えにくいよう周囲の緑化に努める。	●	●	●
		・ 長大な壁面を持つ建築物等は、周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種及び樹木を選ぶとともに、植栽位置にも配慮する。	●	●	●
		・ 照明灯を道路境界部に設ける場合、照明灯の支柱の足元には、植栽帯を設け、歩行者の衝突や接触を避ける。	●	●	
		・ 仮囲いは、周辺景観との調和や圧迫感軽減のため、形態・意匠や緑化に配慮する。	●	●	●
	垣又は柵	・ 垣又は柵を設置する場合、コンクリートブロック又はこれに類する素材を原則使用せず、透視可能なものとし、生垣などで緑化に努める。	●	●	●
		・ 垣又は柵を設置する際は、歩道と壁面後退部分の一体的な演出に努める。	●	●	
		・ 住宅等においては、ルーバーフェンスや植栽等を組合せ、人の侵入や視線を遮る一方で、歩行者への圧迫感を軽減するよう努める。		●	
・ 田園景観への眺望を確保するため、視線を遮るような高さの垣又は柵の設置は控える。				●	
土石等の堆積	堆積の方法	・ 堆積物は整然と積み上げ、極力周辺から見えにくい高さ・配置とする。	●	●	●
	その他	・ 堆積物は、堆積場所の周囲の遮蔽をすることに努めるなど、周辺景観を阻害しないよう配慮する。	●	●	●

(2) マンセル表色系について

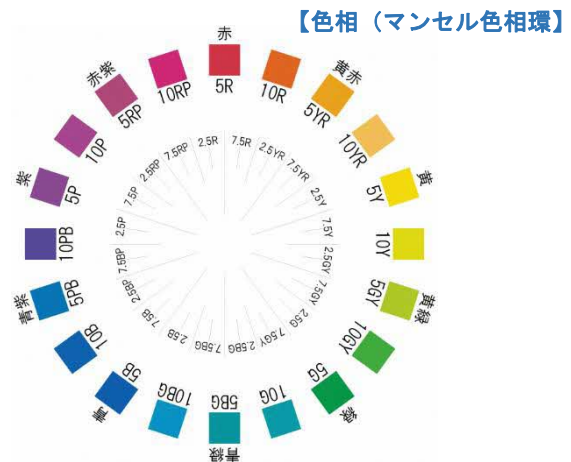
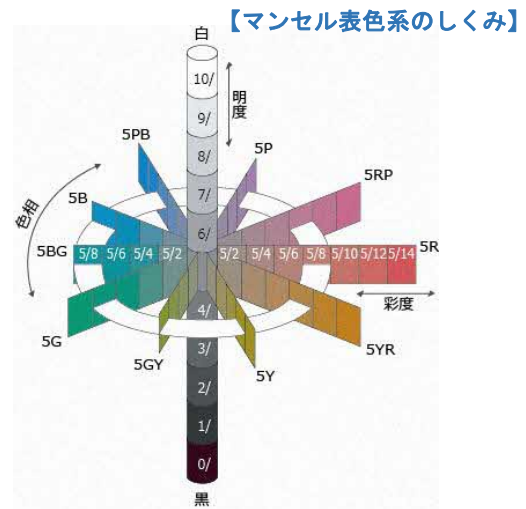
〈マンセル表色系とは・・・〉

本計画（別冊）では、外壁及び屋根全体で使用できる色彩の使用範囲を次頁以降に、「マンセル表色系」を用いて定めています。

「マンセル表色系」とは、日本産業規格（JIS）の標準色としても利用されているもので、1つの色を「色相」「明度」「彩度」といった3つの属性で表します。

一般的に、色彩を赤や青といった「色名」で表現しますが、それぞれの色には幅があり、思い浮かべる色にも個人差があります。

そのため、「マンセル表色系」を採用することで、多くの人が同じ尺度で表現し共有することが可能となります。



3つの属性

【色相 / いろなま】

「色合い」を10の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す数字（0から10）の組み合わせで表現される。

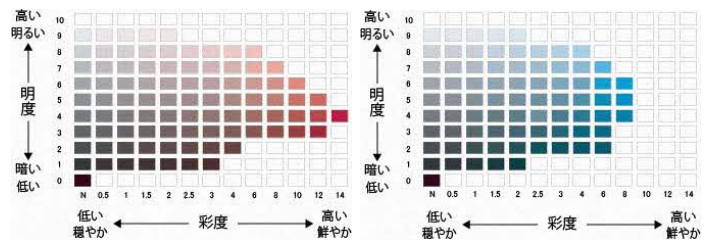
【明度 / 明るさ】

「明るさの度合い」を0から10の数字で表す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。一般的に数値の高いものより順に「高明度—中明度—低明度」と表されることがある。

【彩度 / さびやかさ】

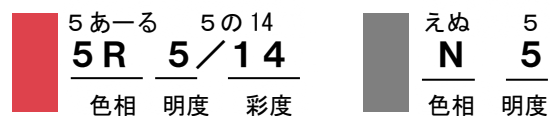
「鮮やかさの度合い」を0から14程度までの数字で表す。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白・黒・グレーなどの無彩色（N）は0になり、逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなる。最高彩度は色相により異なり、赤（R）などで14程度、青（B）などで8程度となる。一般的に数値の高いものより順に「高彩度—中彩度—低彩度」と表されることがある。

【明度（あかるさ）と彩度（あざやかさ）】



【マンセル表色系の読み方】

3つの属性を「色相」「明度」「彩度」の順に組み合わせて表記する記号です。彩度が0の無彩色（白、黒、グレー）では、色相に「N」を用いて「色相」「明度」として表します。



(3) 別表／色彩範囲の適用箇所とエリア区別の色彩範囲の許容割合

色彩範囲の適用箇所			エリア区分		
			商業	沿道	自然
建築物等の色	ベースカラー (基調色)	建築物等の基本となる色彩で、建築物等全体の色のイメージを与えるもの	外壁各面の 4/5 以上		全体
	サブカラー (補助色)	建築物等の外壁面に一定割合で使用することで、建築物等の表情(デザイン)に変化を与えるもの	外壁各面の 1/5 以下	外壁 各面の 1/20 以下	
	アクセントカラー (強調色)	ごく小面積で使用することで、アクセントを与えるもの	外壁各面の 1/20 以下		
	屋根色	建築物等で外壁に次いで大きな面積を占め、眺望にも影響を与えるもの	全体		


エリア区分	色彩範囲	
	適用箇所	許容割合(面積比)
商業系 沿道系		<p>○屋根面</p> <p>屋根色 (全体)</p> <p>○外壁面(各面が対象)</p> <p>ベースカラー (4/5 以上)</p> <p>サブカラー (1/5 以下)</p> <p>アクセントカラー (1/20 以下)</p> <p>※サブカラー+アクセントカラー ≤外壁各面の1/5</p>
自然系		<p>○屋根面</p> <p>屋根色 (全体)</p> <p>○外壁面(各面が対象)</p> <p>ベースカラー (全体)</p> <p>アクセントカラー (1/20 以下)</p> <p>※1/20 以下については、アクセントカラー と合わせてサブカラーの利用も可能</p>

(4) 別表／エリア区分別の使用できる色彩範囲（ベースカラー）

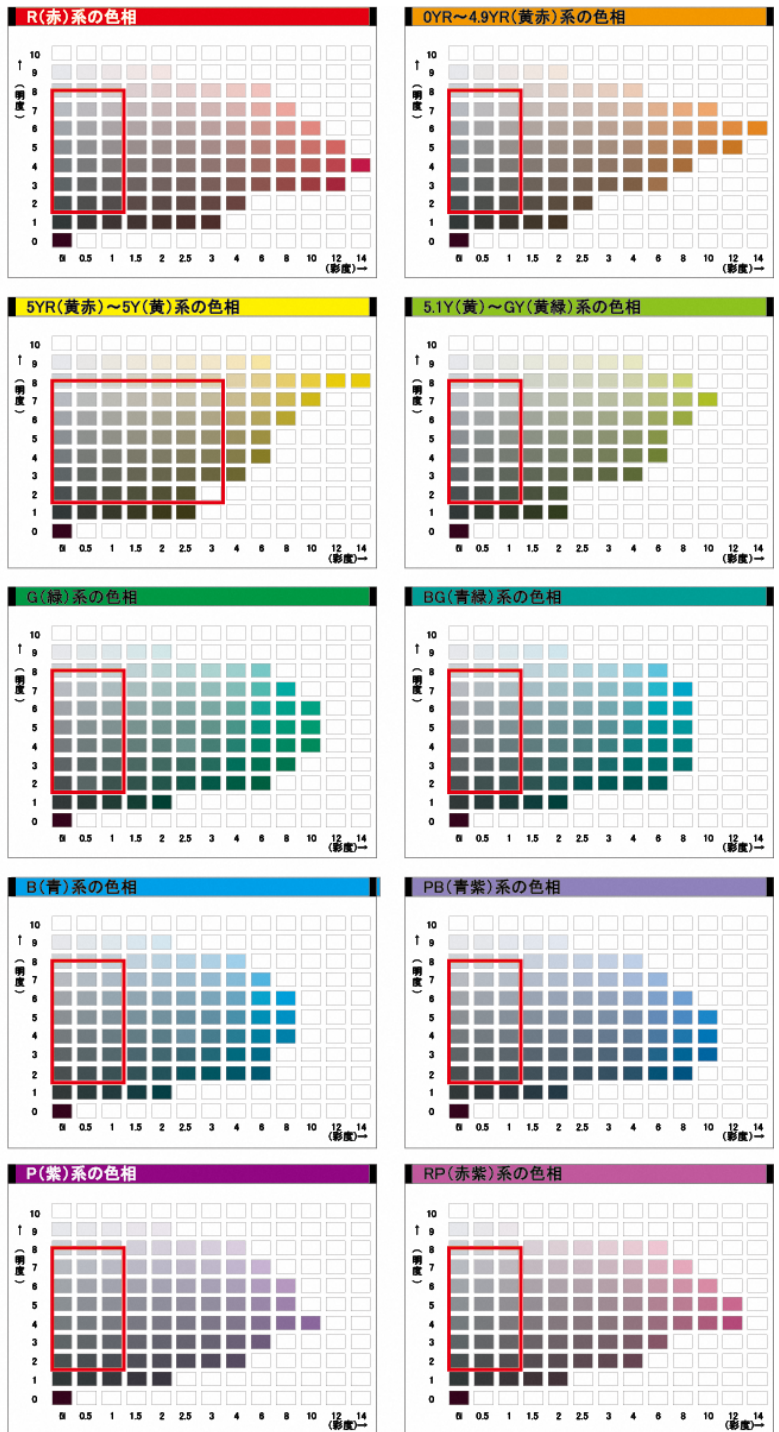
適用箇所	対象エリア	色相	明度	彩度
ベースカラー (基調色)	エリア共通	5YR～5Y	2.0 以上 8.5 未満	3.0 以下
		その他	2.0 以上 8.5 未満	1.0 以下

色彩範囲の適用箇所	
ベースカラー (基調色)	建築物等の基本となる色彩で、建築物等全体の色のイメージを与えるもの

エリア区分別の色彩範囲の許容割合			
	商業系 エリア	沿道系 エリア	自然系 エリア
ベースカラー (基調色)	外壁各面の4/5以上		外壁面 全体
※外壁面は建築物等の全体ではなく、1面当たりとする。 ※ガラス面等についても外壁面に該当する。			

凡例	 ベースカラー (基調色) の色彩範囲
----	--

- 色彩基準の適用除外に関する考え方
- ・他の法令などに基づいて定められた基準や指針などがある場合
 - ・機能上やむを得ないケースの使用や壁面と認識できないもの場合
 - ・コンクリート、木材、石材等の自然素材を使用することにより、周辺の自然環境等と調和する場合
 - ・着色していないガラスなどを使用する場合
 - ・地域の核となる施設などで周囲の景観に配慮している場合





(5) 別表／エリア区分別の使用できる色彩範囲（サブカラー、屋根色）

適用箇所	対象エリア	色相	明度	彩度
サブカラー (補助色)	商業系エリア・ 沿道系エリア	R系 GY系 G系	—	4.0以下
		YR系 Y系		6.0以下
		その他		2.0以下
屋根色	エリア共通	R系 YR系 Y系	6.0以下	3.0以下
		その他		1.0以下

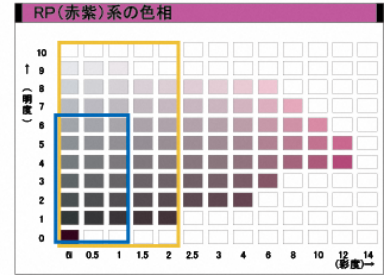
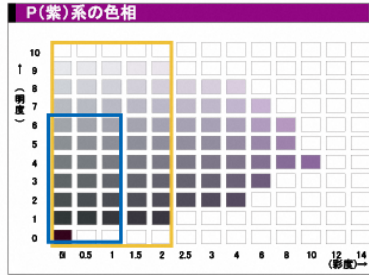
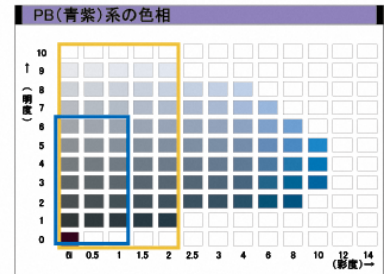
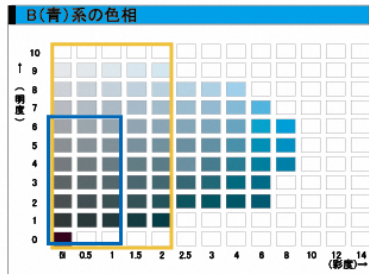
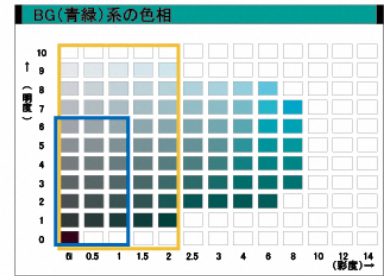
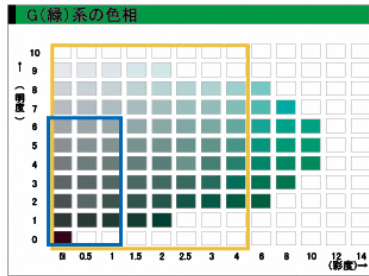
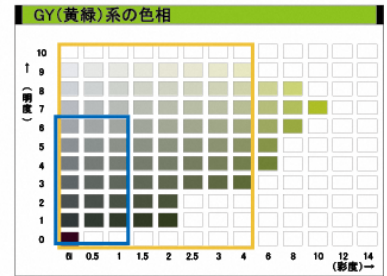
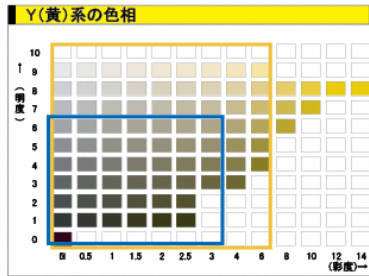
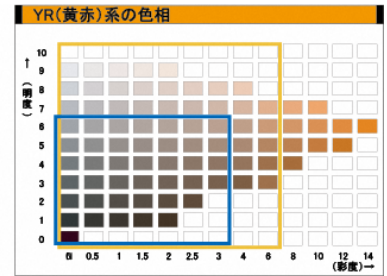
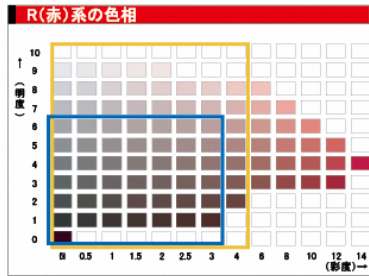
色彩範囲の適用箇所	
サブカラー (補助色)	建築物等の外壁面に一定割合で使用することで、建築物等の表情(デザイン)に変化を与えるもの
アクセントカラー (強調色)	ごく小面積で使用することで、アクセントを与えるもの
屋根色	建築物等で外壁に次いで大きな面積を占め、眺望にも影響を与えるもの

エリア区分別の色彩範囲の許容割合			
	商業系 エリア	沿道系 エリア	自然系 エリア
サブカラー (補助色)	外壁各面の1/5以下		外壁 各面の
アクセントカラー (強調色)	外壁各面の1/20以下		1/20以下
屋根色	屋根面全体		
※外壁面は建築物等の全体ではなく、1面当たりとする。 ※ガラス面等についても外壁面に該当する。 ※屋根色は、原則、勾配のある屋根を対象とする。			

凡	 サブカラー (補助色) の色彩範囲
例	 屋根色 の色彩範囲

色彩基準の適用除外に関する考え方

- ・他の法令などに基づいて定められた基準や指針などがある場合
- ・機能上やむを得ないケースの使用や壁面と認識できないもの場合
- ・コンクリート、木材、石材等の自然素材を使用することにより、周辺の自然環境等と調和する場合
- ・着色していないガラスなどを使用する場合
- ・地域の核となる施設などで周囲の景観に配慮している場合



3-2

建築物・工作物・開発行為／
土石等の堆積の配慮イメージ

(1) 建築物・工作物・開発行為／土石等の堆積の配慮イメージ

景観形成基準を配慮した場合のイメージを項目ごとに示したものは、次のとおりです。

項 目	
形態・意匠	
配慮イメージ	
<p>○建築物のデザインについては、多様な土地利用が図られている沿道景観の特性を踏まえつつ「商業系エリアは動きのある壁面による賑わいのあるまち並み」「沿道系エリアは多様な環境が調和した落ち着いた落ち着きのあるまち並み」「自然系エリアは田園風景と調和したまち並み」を創出できるよう工夫する。</p>	
<p>高さを利用した壁面デザイン</p> <p>壁面の高さ（低層・中層部）や開口部によるデザインの変化、分節化やガラスの活用、フレームの設置、窓面等に変化をつけることで、動きのある壁面を創出したイメージ</p>	

配慮イメージ

色彩を利用した壁面デザイン

同一の色相を塗り分けることで、壁面のデザインに変化をつけ、動きの中にも、まとまりのある壁面を創出したイメージ



立地を利用した壁面デザイン

角地の立地を活かし、ガラスなどを利用した動きのある壁面のデザインを採用することで、角地特有の圧迫感が軽減し、落ち着いた中にも、賑わいを創出したイメージ



周囲との調和に配慮したデザイン

高さを抑えつつ、屋根の形状を工夫することで、背景の山並みや農地景観に配慮した建物デザインのイメージ



アクセントを利用したデザイン

工場や業務施設等の長大な壁面について、素材や色彩(ラインを引く)によって部分的に変化(アクセント)を与えることで、単調な壁面に動きをつけて軽快さを創出したイメージ



ガラスを利用する際のデザイン

着色していないガラスなどについては、光や周辺環境、周囲の建築物等の状況によりガラス面の表情(反射や写りこみなど)が変化することから、それらの点に配慮して使用することが必要になる。



項 目
色彩

配慮イメージ

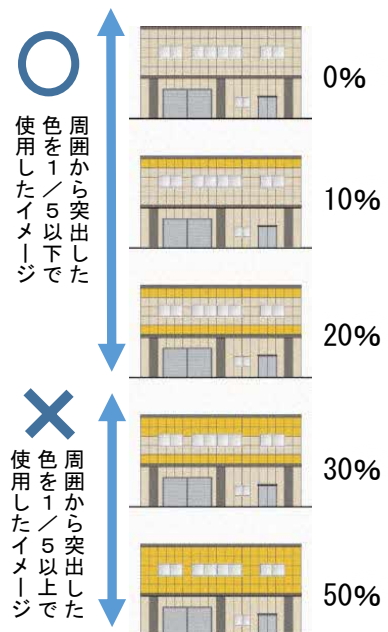
○外壁面や屋根の色彩は、エリアの特性を踏まえつつ、周囲のまち並み景観と調和させる。

エリア区分	色彩の考え方
商業系	<ul style="list-style-type: none"> ・商業系エリアでは、綾瀬シンボルロードの連続性を意識した落ち着いた感じられる低～中彩度の色調を基本としつつ、地域の顔としての中心市街地の魅力を創出するとともに、個性の感じられるまち並み景観を演出する。 ・建築物の低層部や特定の部材等に補助や強調する色を使用し、表情を与えるなどの工夫で、歩行空間に賑わいを与える。
沿道系	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の軸となる沿道系エリアでは、沿道景観と調和した色彩を基本とする。また、背景となる自然景観に違和感を与えないよう低～中彩度の控えめな色彩を基調とし、自然景観から突出して見える極端に明度の高い（白い）色調の使用を控える。 ・長大な壁面により、単調になりやすい施設などは、明度差など色彩の変化により、変化のある壁面を演出する。
自然系	<ul style="list-style-type: none"> ・四季を通して違和感を与えないよう、低彩度の暖かみのある色相で、田園風景や眺望景観との調和を図る。 ・自然景観から突出して見える、極端に明度の高い（白い）・低い（黒い）色調の使用は控える。 (市街化調整区域であるため建築物を建築することは出来ないが、農業用施設などの場合は上記のことを配慮する。)

○商業系エリア及び沿道系エリアでは、周辺のまち並みや、基調となる外壁面の色彩とのバランスを保ちつつ、使用する部位や範囲などに配慮しながら、補助や強調する色を使用し、賑わいや動きのある壁面を演出する。

- ・基調となるベースカラーについては、外壁各面の4/5以上で使用し、建築物全体を印象づける色として、周囲の景観や背景との調和に配慮する。
- ・ベースカラーを補助する役割で使用されるサブカラーについては、ベースカラーとのバランスに配慮しつつ、外壁各面の1/5以下で使用し、建築物等の表情に変化をつけるなど動きのある壁面を演出する。
- ・建築物等にアクセントとなる色を使用する場合は、外壁各面当たりの1/20以下とし、突出した色彩を使用しすぎないようにする。
- ・エリアの特性を踏まえ、周囲の景観との調和に配慮する。
- ・外壁面の基調色とのバランスに配慮する。
- ・複数の色の使用を控え、シンプルなものとする。

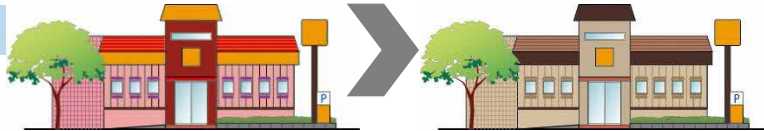
【商業系エリア・沿道系エリア】



配慮イメージ

○ベースカラー、サブカラー、アクセントカラーをバランスよく使用し、動きのある壁面を演出するなど、エリアの特性を活かしつつ、背景や周囲のまち並みに違和感を与えない色彩を使用する。

【商業施設】



高彩度の色彩を使用したイメージ

アクセントを残しつつ、外壁・屋根に落ち着いた色調のある色彩を使用したイメージ

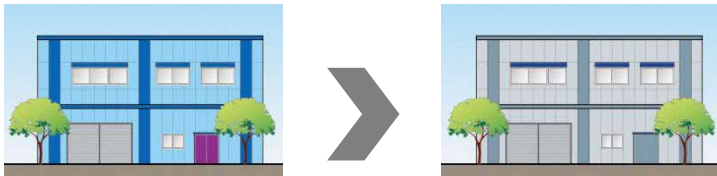
【居住施設】



高彩度の色彩を使用したイメージ

落ち着いた同系色の配色により、まとまりの中にも変化のあるイメージ

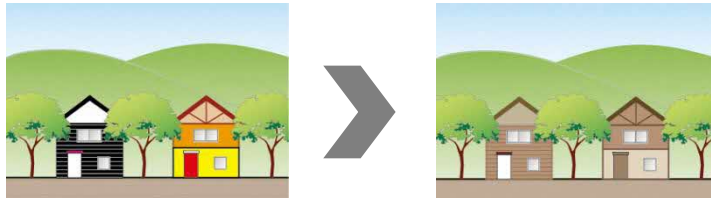
【工業施設】



寒色系（青系）の高彩度を使用したイメージ

清潔感のある寒色系の明るめの色を基調に、同系色で変化を与えたイメージ

【自然景観】

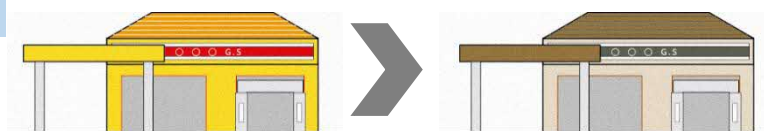


自然景観の中で、黒色、白色を使用したイメージ

周囲の緑と調和した色彩を使用したイメージ

○屋根の色彩は、明度を抑えることで外壁面の明るい色調とのメリハリをつけるとともに、背景の山並みや街路樹との景観に配慮し、暖かみのある色相の、彩度を抑えた色彩を使用する。

【商業施設】



高彩度の色彩を使用したイメージ

落ち着いた同系色で屋根色の明度を抑えた配色にすることで、まとまりのあるイメージ

【居住施設】



高彩度の色彩を使用したイメージ

屋根面全体の彩度、明度を抑えた色彩に変更することで、緑との調和がとれ、まとまりのあるイメージ

項 目

照明

配慮イメージ

○過度な照明を避けるとともに、効果的な夜間景観の演出を工夫する。

- ・黄～橙などの柔らかい光源色を使用することで、暖かみのある夜間景観の演出に努める。また、色温度は3,000K程度が望ましい。
- ・室内からの漏れる明かりについても色温度に配慮する。
- ・外照式を使用する場合は、眩しさを軽減するため、光源を隠すなどの工夫を行う。
- ・光が拡散しないよう下向きを基本とし、必要な対象のみを照らすよう工夫する。

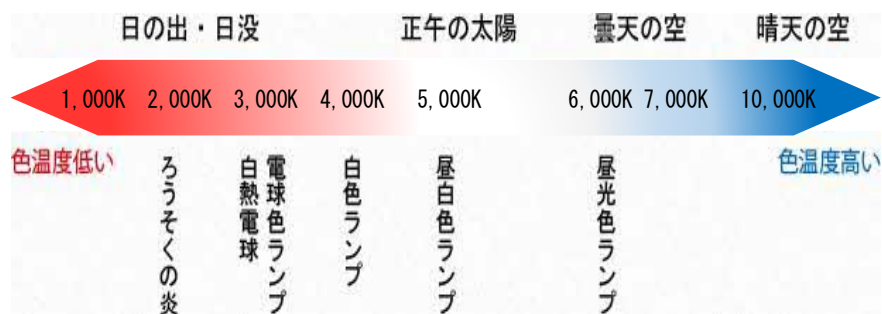
光量を抑え、暖かみのある光源色の使用により、効果的な夜間景観を演出したイメージ



※色温度とは

光源の光色を表す数値で単位はK（ケルビン）です。

数値が大きい（色温度が高い）ほど青みが帯びた光で、涼しさやシャープさを感じさせ、数値が小さい（色温度が低い）ほど赤みを帯びた光で、暖かさや柔らかさを感じさせます。

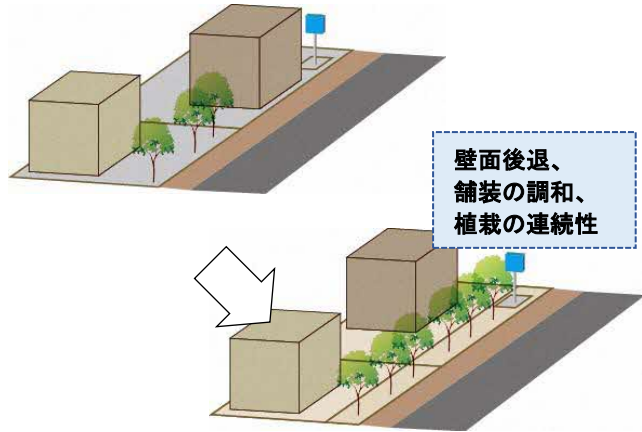


項 目
配置・緑化・垣又は柵

配慮イメージ

○歩道への圧迫感の軽減とともに、連続性と一体感のある敷地境界部を演出する。

- ・敷地境界部から後退する際は、沿道の連続性を踏まえ、建築物の壁面線を揃える。
- ・壁面後退により生じた空間は、街路樹などの緑化に努めるとともに、連続性に配慮する。
- ・壁面後退により生まれた空間は、休憩スペースや緑化など、賑わいやゆとりのある歩行者空間を確保する。
- ・公共空間と民地空間の一体感を演出するため、歩道舗装を調和させる。



うるおいと賑わい空間を創出したイメージ

壁面を後退し、歩道と後退空間の素材や色彩、模様などの仕上げを揃え、段差をなくしている。

また、店先には緑を設置するとともに、ベンチを設置し、うるおいと賑わいのある空間を創出している。



連続性や、一体感を創出したイメージ

歩道上の公共空間と民地空間の街路樹を一体とすることで、沿道景観に連続性や、一体感が生まれる。



○住宅地の敷地境界部については、圧迫感をできる限り軽減し、ゆとりある歩行空間の創出に努める。

- ・圧迫を感じさせないよう、ブロック塀や透過性のないフェンス等の使用は避け、生垣や周囲と調和した色彩の透過性のあるフェンス等の使用に努める。
- ・宅地内のプライバシーを確保しつつ、圧迫感を軽減するため、境界部の垣又は柵等の高さは1.5m程度とする。



境界部の緑化を図り、周囲と調和した透過性のあるフェンスの活用

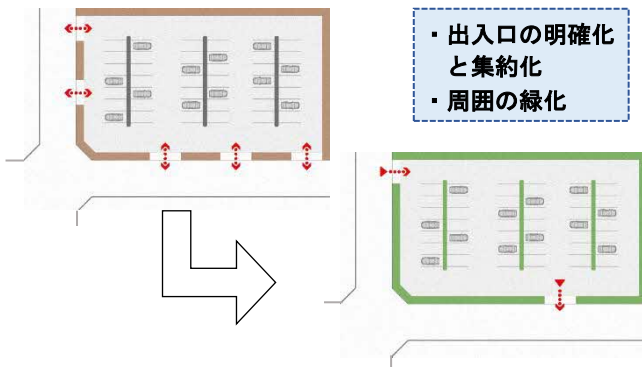
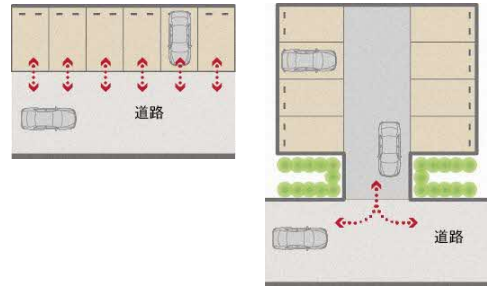
配慮イメージ

○駐車場等を設置する際は、沿道景観の分断を避けるとともに、歩行者からの視線や安全性に配慮する。

- ・綾瀬シンボルロードに面して駐車場等を設置する場合、車路を設けて対面駐車にするなど、串刺し駐車場のよう、道路に対して垂直に駐車スペースを極力配置しないようにする。
- ・綾瀬シンボルロードに面する前面敷地の大半の面積を、駐車場としての利用とならないよう努める。
- ・綾瀬シンボルロードに面して駐車場等を設置する場合は、出入口を複数設けず、可能な限り集約化する。また、交差点部周辺での出入口の設置はできる限り控える。
- ・沿道景観を分断しないよう境界部の緑化に努める。
- ・綾瀬シンボルロードから見た雰囲気のを和らげるため、車両等の目隠しとなる植栽帯を設ける。

道路に面して駐車場を配置する場合

- ・道路に対して直角（串刺し）に駐車スペースを配置 **×**
- ・車路を設けて対面で駐車スペースを配置 **○**



- ・出入口の明確化と集約化
- ・周囲の緑化

うるおいのある賑わい空間を創出する場合

駐車場敷地の周囲の緑化により、沿道から見た雰囲気を和らげる効果とともに、うるおいのある空間を創出している。



○敷地及び敷地境界部については、積極的に緑化を図り、沿道の連続性を確保するとともに、うるおいのある沿道景観の創出に努める。

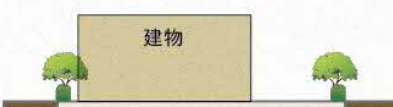
- ・隣接地や沿道からの視線に配慮し、出入口を除く綾瀬シンボルロード沿いにまとまりのある緑や四季折々の花などの設置に努め、うるおいとともに彩りある風景を創出する。
- ・生垣などにより、綾瀬シンボルロードに面する部分を立面的に見た場合の緑化に努め、連続性のある緑の沿道空間を創出する。
- ・緑のうるおいのある沿道景観を維持するため、緑の性質に合わせた適正な維持管理に継続して努める。

【平面】



- ・敷地全体の緑化
- ・前面道路への緑化

【前面道路側の立面】



【平面】



【前面道路側の立面】

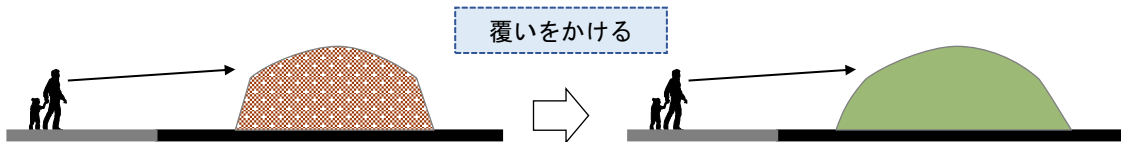
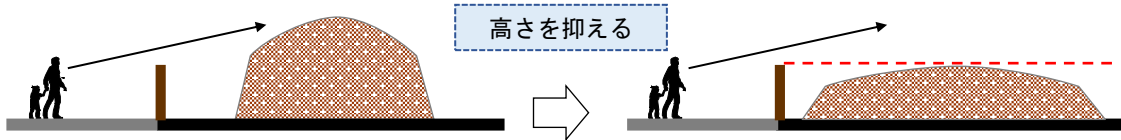


項目
堆積の方法

配慮イメージ

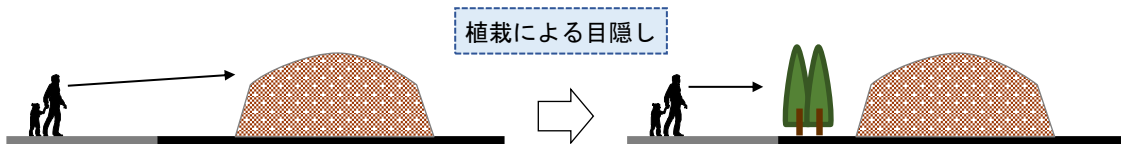
○土石等の堆積は、できる限り高さを抑えるとともに、整然とした堆積となるよう工夫し、周辺環境への圧迫感や威圧感を軽減するよう工夫する。

- ・ 圧迫感を与えないよう、堆積する高さはなるべく低くし、垣又は柵がある場合は、その高さより抑えるよう努める。
- ・ 威圧感を軽減するため、道路や隣地からできる限り離れた場所となるよう配慮する。
- ・ 堆積物などは剥き出しにならないよう、覆いをかけるなどの工夫をする。ただし、シート状のもので覆いをかける場合は、周囲の景観との調和に配慮した色彩や素材のものを用いるものとする。



○土石等の堆積は、緑化等により周囲の遮蔽に努め、周辺景観との調和に配慮する。

- ・ 周囲に植栽や生垣等を設置し、周囲から堆積物が見えないように工夫する。



4-1

屋外広告物の配慮事項

屋外広告物は、屋外広告物法に基づき規制がされており、本市では、神奈川県屋外広告物条例に基づく許可を行っています。そのため、神奈川県屋外広告物条例に基づく申請も併せて必要となり、景観法に基づく次頁以降の内容は配慮事項としています。

(1) エリア区分別の屋外広告物の配慮事項

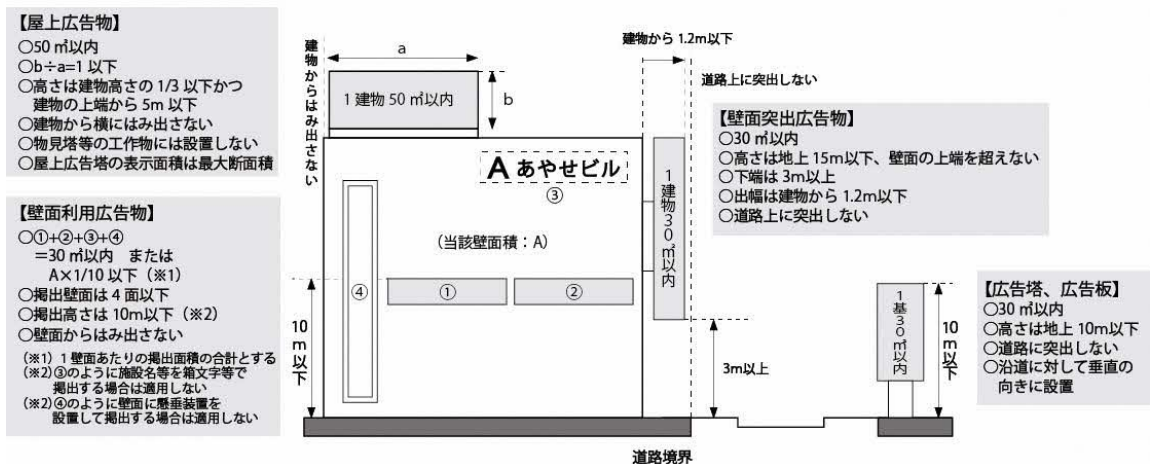
商業系
エリア

良好な屋外広告物景観に向けて市中心部としての賑わいを保ちつつ、中心部の風格とともに、商業拠点にふさわしい魅力を創出するような配慮事項としています。

項目	配慮事項
意匠	○屋外広告物は、賑わいを演出する要素としてエリアの景観との調和に配慮して活用する。 ○広告物の掲出位置、規模、意匠、色彩は、周囲のまち並みとの調和に配慮する。
配置・位置	○広告物は、道路に張り出さない位置とする。 ○一敷地に複数の店舗等があり、駐車場を共有する場合、広告塔や駐車場への誘導のための広告は、一体化に努める。
その他	○ネオン・点滅照明及び動光看板等は設置しない。
表示面積	—
広告物の種類別	屋上 ○屋上広告物の形状等は以下のとおりとする。 ・ 50㎡以内 ・ 高さ÷幅=1以下 ・ 高さは建物高さの1/3以下かつ建物上端から5m以下 ○建物から横にはみ出さない ○物見塔等の工作物には設置しない ○屋上広告塔の表示面積は最大断面積
	壁面利用 ○壁面利用広告物の形状等は以下のとおりとする。 ・ 掲出面積合計が30㎡以下または当該壁面積×1/10以下(※1) ・ 掲出壁面は4面以下 ・ 高さは10m以下(※2) (※1) 1壁面あたりで掲出可能な面積合計とする (※2) 施設名等を箱文字等で掲出する場合は適用しない (※2) 壁面に懸垂装置を設置して掲出する場合は適用しない ○壁面からはみ出さない。
	壁面突出 ○壁面突出広告物の形状等は以下のとおりとする。 ・ 30㎡以内(1基当たりの合計面積) ・ 高さは地上15m以下、壁面上端を超えない ・ 下端は3m以上 ・ 出幅は建物から1.2m以下
	広告塔・広告板 ○広告塔・広告板の形状等は以下のとおりとする。 ・ 30㎡以内 ・ 高さは地上10m以下 ○広告塔や広告板を設置する場合、表示面は道路に対して垂直の設置に努める。
	その他 ○のぼり旗や立看板等を掲出する場合は、道路境界から50cm以上上げた位置とするとともに、閉店時は撤収する。

【配慮事項のイメージ】

ネオン・点滅照明及び動光看板等は設置しない



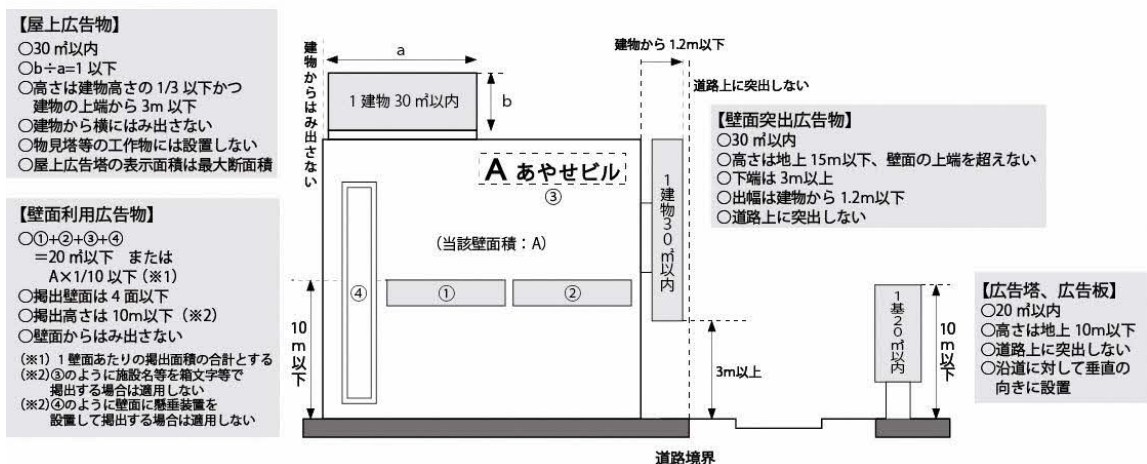
**沿道系
エリア**

混在する建物用途の調和とともに、沿道からの見え方を工夫しつつ、親しみが感じられる景観形成に意識した配慮事項としています。

項目	配慮事項
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物は、周辺環境の調和に配慮しつつ単調なデザインにならないよう配慮する。 ○広告物の掲出位置、規模、意匠、色彩は、周囲のまち並みとの調和に配慮する。 ○工場や倉庫等の壁面に広告物を表示する場合は、企業のシンボルマークや事業所名のみを直に書くことや切り文字等により表示し、汚損や退色した場合は適宜、清掃や補修を行う。 ○メーカー提供の広告物や、企業CIによる広告物を掲出する場合も、同一面内又は同一仕様で事業所名を入れるようにする。
配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> ○広告物は道路に張り出さない位置とする。 ○一敷地に複数の店舗等があり、駐車場を共有する場合は、広告塔や駐車場への誘導のための広告は、一体化に努める。
その他	○ネオン・点滅照明及び動光看板等は設置しない。
表示面積	—
広告物の種類別	屋上 <ul style="list-style-type: none"> ○屋上広告物の形状等は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 30㎡以内 ・ 高さ÷幅=1以下 ・ 高さは建物高さの1/3以下かつ建物上端から3m以下 ○建物から横にはみ出さない。 ○物見塔等の工作物には設置しない。 ○屋上広告塔の表示面積は最大断面積
	壁面利用 <ul style="list-style-type: none"> ○壁面利用広告物の形状等は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲出面積合計が20㎡以下または当該壁面積×1/10以下（※1） ・ 掲出壁面は4面以下 ・ 高さは10m以下（※2） （※1）1壁面あたりで掲出可能な面積合計とする （※2）施設名等を箱文字等で掲出する場合は適用しない （※2）壁面に懸垂装置を設置して掲出する場合は適用しない ○壁面からはみ出さない。
	壁面突出 <ul style="list-style-type: none"> ○壁面突出広告物の形状等は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 30㎡以内（1基当たりの合計面積） ・ 高さは地上15m以下、壁面の上端を超えない ・ 下端は3m以上 ・ 出幅は建物から1.2m以下
	広告塔・広告板 <ul style="list-style-type: none"> ○広告塔・広告板の形状等は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 20㎡以内 ・ 高さは地上10m以下 ○広告塔や広告板を設置する場合、表示面は道路に対して垂直の設置に努める。
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ○のぼり旗や立看板等を掲出する場合は、道路境界から50cm以上上げた位置とするとともに、閉店時は撤収する。

【配慮事項のイメージ】

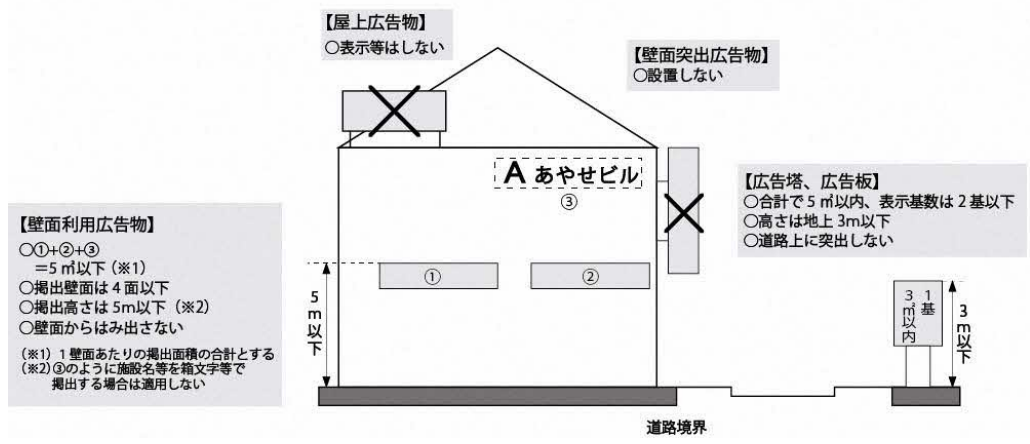
ネオン・点滅照明及び動光看板等は設置しない



自然系エリア		背景の山並みと田園風景の眺望を阻害しないような配慮と、大きな交差点部など、交通が集中する箇所ので煩雑した状況の解消に努めつつ、運転者の安全面にも意識した配慮事項としています。なお、このエリアにおいては神奈川県屋外広告物条例に基づく広告景観形成地区※の指定を検討しています。
項目	配慮事項	
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○田園風景と調和がとれた意匠とする。 ○素材については、反射光のある素材は使用しない。 ○案内看板には店名（事業所名）のほか、車両誘導のための矢印や距離表示を中心のレイアウトとし、営業内容や電話番号、メールアドレス等の表示は控え、シンプルなデザインとする。 ○広告物の使用する色彩については、合計3色までとし、表示面の地となる部分は1色とする。（建物等の壁面などに、直接掲出する箱文字及び切り文字等の場合は、2色までとする。） 	
配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> ○道路上からの眺望や見え方に配慮した配置とする。 ○広告物は道路上に張り出さない位置とする。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○掲出できる広告物の種類は、自家用広告物、管理用広告物のみ。 ○ネオン・点滅照明及び動光看板等は設置しない。 	
表示面積	○広告物の表示面積の合計 25 m ² 以内とする。	
広告物の種類別	屋上	○表示等はしない。
	壁面利用	<ul style="list-style-type: none"> ○壁面利用広告物の形状等は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・壁面利用広告物の掲出面積合計が 5 m²以下（※1） ・掲出壁面は 4 面以下 ・掲出高さは 5m 以下（※2） ・壁面からはみ出さない （※1） 1 壁面あたりで掲出可能な面積合計とする（※2） 施設名等を箱文字等で掲出する場合は適用しない
	壁面突出	○設置しない。
	広告塔・広告板	<ul style="list-style-type: none"> ○広告塔・広告板の形状等は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計は 1 敷地内で 5 m²以内 ・1 基当たりの高さは地上 3m 以下で表示面積は 3 m²以内 ・1 敷地以内の表示基数は 2 基以下
	その他	○のぼり旗や立看板等を掲出する場合は、道路境界から 50cm 以上上げた位置とするとともに、閉店時は撤収する。

【配慮事項のイメージ】

掲出できる広告物の種類は、自家用広告物、管理用広告物のみ
 広告物の表示面積の合計は 25 m²以内、ネオン・点滅照明及び動光看板等は設置しない



※広告景観形成地区：神奈川県屋外広告物条例に定められた個性的な街並みづくりを進めるうえで、それぞれの街並みに合った広告物の誘導や規制ができる制度です。

4-2

屋外広告物の配慮イメージ

(1) エリア区分別の屋外広告物の配慮イメージ

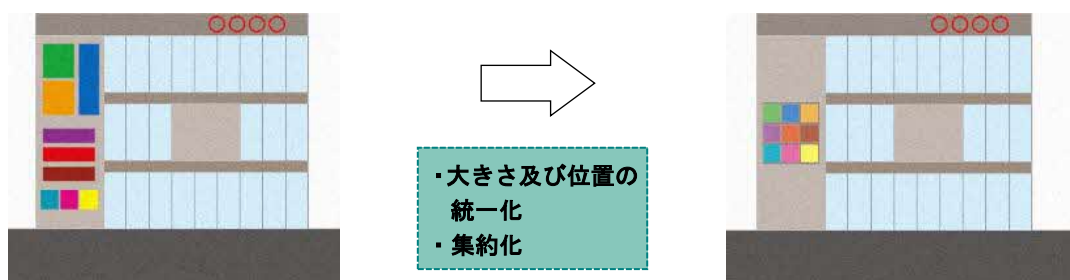
屋外広告物の配慮事項をイメージし、エリア区分別に示したものは、次のとおりです。

配慮イメージ

○現行の屋外広告物の基準等を踏まえつつ、綾瀬シンボルロードの風格や連続性を意識するとともに、エリアの特性を活かした周囲のまち並み景観との調和に配慮する。

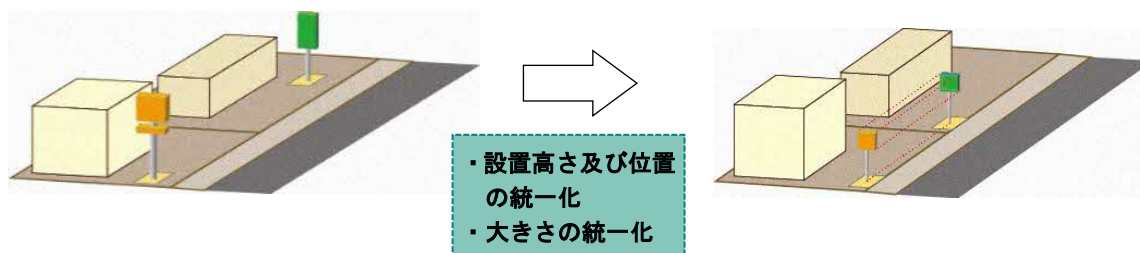
商業系エリア

- ・商業系エリアは、綾瀬シンボルロードとして風格ある沿道景観の形成のため、賑わいのなかにも落ち着きのあるまち並みを意識し、広告物の大きさや位置の統一化、集約化等に努める。



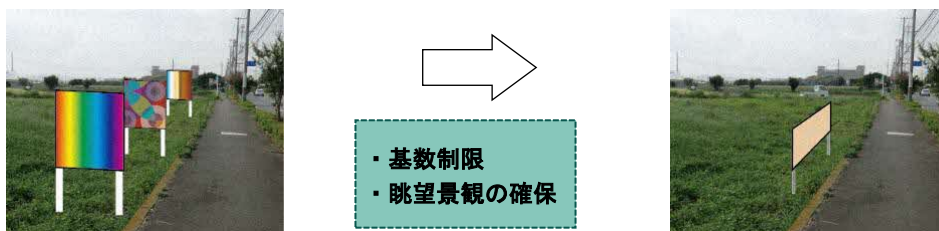
沿道系エリア

- ・用途が混在しているが、通りの大半を占めるエリアのため、綾瀬シンボルロードの印象づける景観であることを考慮し、広告物の設置高さや位置、形状等の統一化に努める。



自然系エリア

- ・田園風景の維持のため、広告塔・広告板等の設置基数や形状などに配慮する。



配慮イメージ

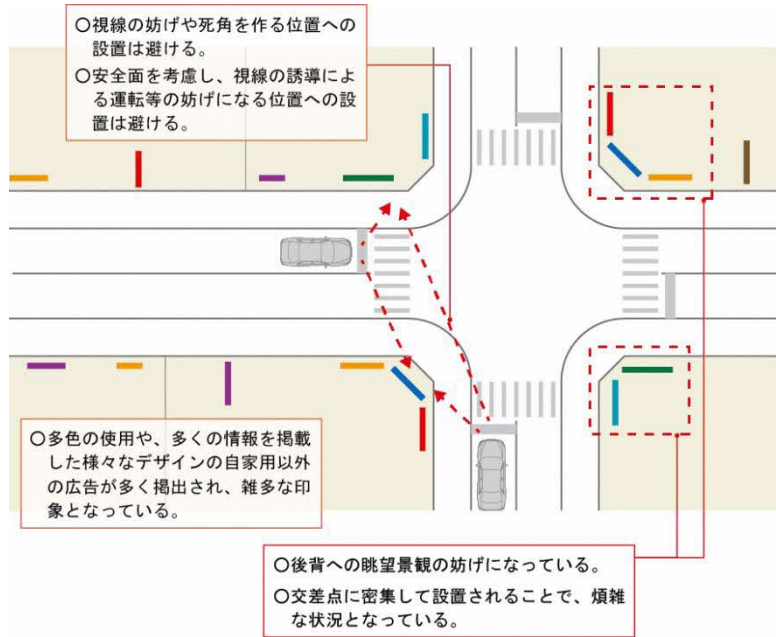
【交差点部等における広告塔・広告板の掲出に関する考え方（自然系エリア）】

自然系エリアは、うるおいのある貴重な田園風景が広がっており、その背景には大山丹沢、富士山の雄大な眺望を有する重要なエリアである。

しかし現況は、綾瀬シンボルロードの道路通過者等に対する屋外広告物が設置され、特に交差点部においては、多くの独立広告板が乱立しており、良好な景観形成の支障となっている他、自動車等の運転者の注意力を低下させる等、公衆に対する危害を加える可能性がある。

これらの煩雑な印象を解消するとともに、安全面への配慮や後背の眺望景観の維持のために、自家用広告物、管理用広告物のみを設置するものとし、設置基数は次のとおり考慮する。

【現状】



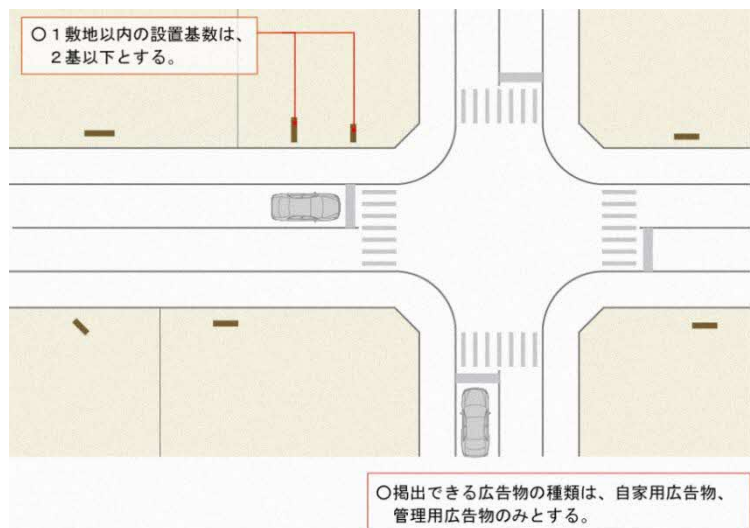
煩雑さの解消
後背への視線の確保

【配慮イメージ】

【基準／自然系エリア】

広告塔・広告板の形状等は以下のとおりとする。

- ・表示面積の合計は1敷地内で5㎡以内
- ・1基当たりの高さは地上3m以下で表示面積は3㎡以内
- ・1敷地以内の表示基数は2基以下



5-1

公共施設の配慮事項

(1) 良好な沿道景観に向けた公共施設の配慮事項

行為内容	項目	良好な沿道景観に向けた配慮事項	エリア区分		
			商業	沿道	自然
公共施設	道路 附属物	・周辺景観になじみやすい形態意匠にするとともに、綾瀬シンボルロードとしての一体感や連続性に配慮する。	●	●	●
		・周辺景観から突出した派手な色彩の使用を控え、彩度を抑えた落ち着いた色のある色を使用し、沿道景観や自然景観との調和に配慮する。	●	●	●
		・周囲の景観の阻害要因とならないよう、機能や安全性を確保しつつ、必要以上の設置を控える。	●	●	●
		・空への広がりがある見通しの良い沿道景観を確保するため、電線の地中化等に努める。	●	●	●
	舗装	・地域特性を踏まえつつ、周辺のまち並みに調和した素材や色彩の舗装とすることで、賑わいととも、親しみや安らぎのある空間を創出する。	●	●	●
		・周辺景観から突出した高彩度の色の使用を控えつつ、統一した色調を使用することで、綾瀬シンボルロードとしての連続性や一体感に配慮する。	●	●	●
	その他	・沿道に彩りあふれる花壇の設置や緑の維持管理、沿道の清掃など、地区関係者と協力して美化活動に努める。	●	●	●
その他	歩行者 からの 視点	・歩道の舗装やストリートファニチャー※は、綾瀬シンボルロードの風格や連続性を演出するため、エリア全体で統一し、経年劣化しづらい素材を利用するとともに質の高いデザインとするよう努める。	●	●	●
		・良好な田園景観や民地空間の植栽と調和した道路植栽とする。	●	●	●
	車両 からの 視点	・車両からの連続性のある景観を演出するため、エリア全体で街路樹の樹種を統一するよう努める。	●	●	●
		・良好な田園景観や民地空間の植栽と調和した道路植栽とする。	●	●	●

※ストリートファニチャー

道路や広場などの屋外空間に置かれている、案内板、ベンチ、水飲み場などの屋外装置物の総称

5-2

公共施設の配慮イメージ

(1) 公共施設の配慮イメージ

項 目
道路附属物

配慮イメージ

○連続性や統一感に配慮し、綾瀬シンボルロードのイメージを生かしたデザインとなるよう工夫する。

地域特性を踏まえた防護柵のイメージ



市街地に溶け込むベージュ系の色彩を使用し、すっきりとしたデザインの防護柵



周囲の自然景観との調和や緑の連続性確保に努めるため、フェンスにツタ類を這わせ、緑化した防護柵

眺望に調和したイメージ



信号機や街路灯に茶系の色彩を使用し、街路樹の緑や、背景の山並みの眺望景観との調和に配慮している。

商業施設周辺の賑わいを創出したイメージ



まち並みと調和した照明施設、ベンチ、フラワーポットにより、一体感と賑わいを創出している。

○綾瀬シンボルロードの沿道景観が損なわれないよう色彩の調和に努める。

- ・周辺景観との調和や沿道景観の連続性を意識し、同一の色調を使用することで沿道全体の一体感を演出する。

落ち着いたあるまち並みのイメージ



舗装や周辺の自然景観と調和し、シンプルな形状の車止めを使用している。

《街路灯支柱／色彩シミュレーションイメージ》

現況



色相を変えず、彩度のみを抑えた色彩に変更したイメージ

色彩に変化を与えたイメージ



車止めを舗装と統一した色相にすることで、一体感を出しつつ、明度差をつけ変化を創出している。

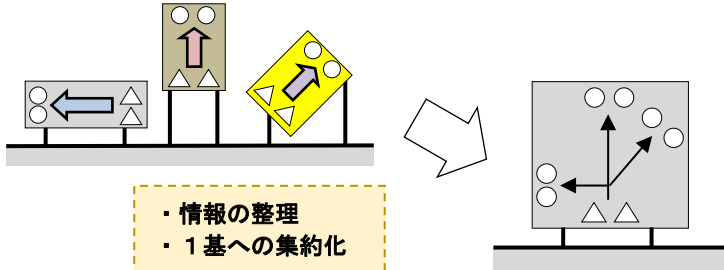


色相を暖色系に変更し、彩度も抑えた色彩に変更したイメージ

配慮イメージ

○誘導看板、案内板及び標識等は、ばらばらに設置することで雑然とした印象になるため、集約化をすることですっきりとした沿道景観を創出する。

・表現内容や情報の整理等により、集約化に努める。



- ・情報の整理
- ・1基への集約化

交差点のイメージ



標識や信号機等を集約化することで、交差点部分をすっきりさせたイメージ

項目

舗装

配慮イメージ

○周辺景観との調和とともに、継続した歩道空間となるよう配慮する。

歩道空間のイメージ



暖かみのある茶系の色彩及び素材を活用し、境界部の植栽と調和した歩道空間のイメージ



同色系の色相を濃淡で使い分けることで、すっきりとした中でもデザイン性のある歩道景観のイメージ



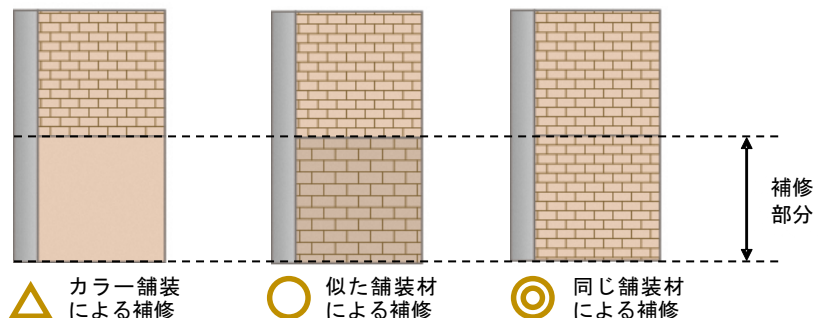
道路沿いの季節感のある草花と調和した、暖かみと柔らかさのある歩道空間のイメージ



花木や草花と調和した舗装とすることで、賑わいを創出した歩道空間のイメージ

○工事等で舗装の復旧の際は、従前の舗装デザインが反映されるよう努める。

《舗装の補修イメージ》



△ カラー舗装による補修

○ 似た舗装材による補修

◎ 同じ舗装材による補修

6

届出対象行為と手続き

(1) 届出対象行為

景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）における、景観法及び景観条例に基づく届出対象行為は、次のとおりです。

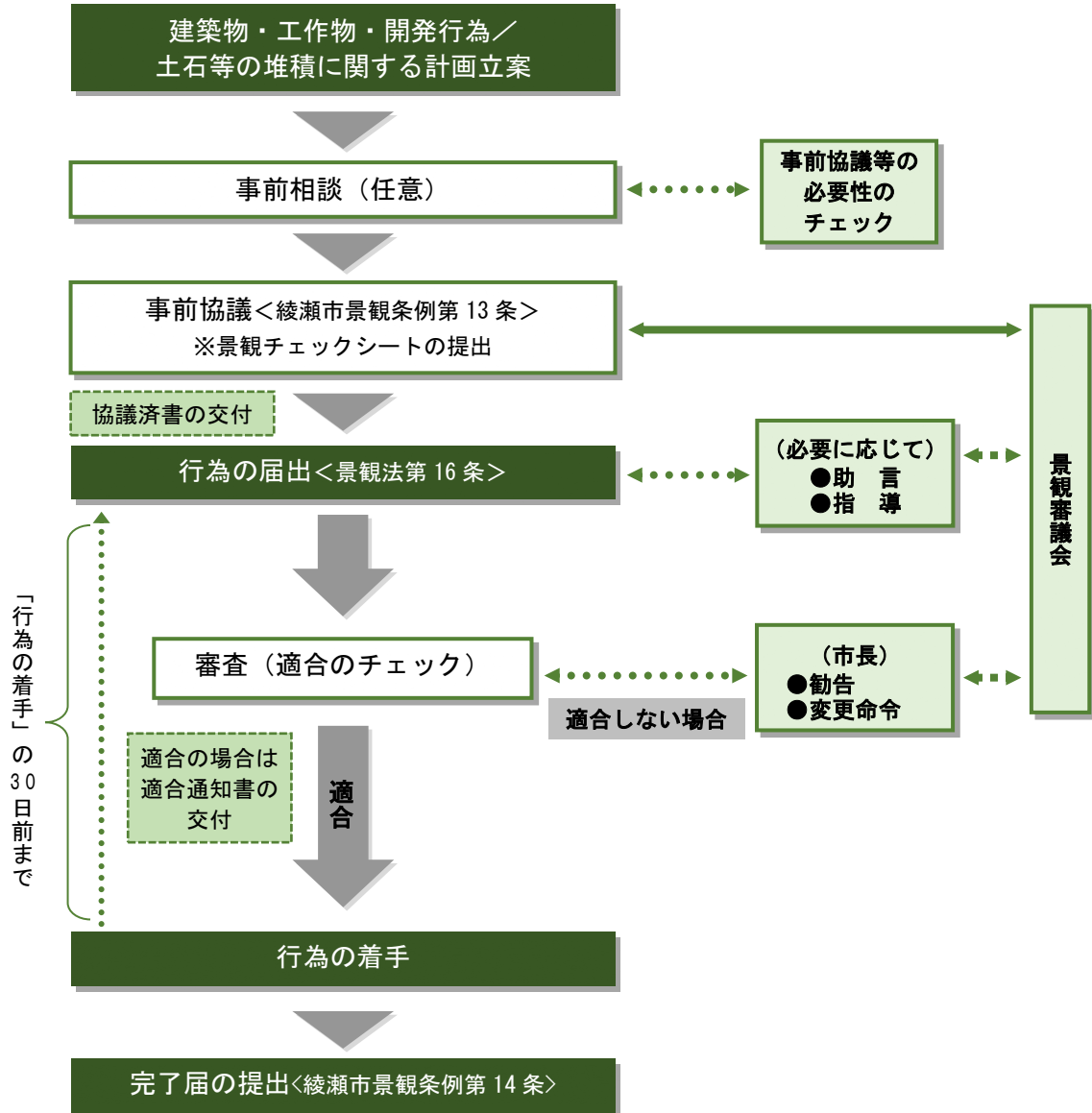
対象行為	届出対象規模
①建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築基準法第6条第1項の申請が必要なもの
②工作物の新築、増築、改築若しくは移転	建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認申請が必要なもののうち <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等 高さ2メートルを超えるもの ・煙突等 高さ6メートルを超えるもの ・高架水槽、物見塔等 高さ8メートルを超えるもの ・RC柱、鉄柱、木柱等 高さ15メートルを超えるもの ・装飾塔等 高さ4メートルを超えるもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等
③建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の面積が、建築物及び工作物の各面において5分の1（20%）を超えるもの
④都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が500平方メートル以上のもの（宅地の分譲をすることを目的として造成するものを除く。）
⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積等	当該行為の土地の区域の面積が500平方メートル以上のもので、かつ、堆積等の期間が60日を超えるもの

【経過措置について】

景観形成重点地区指定時点で、既に建設されている建築物・工作物及び許可を受けて掲出されている屋外広告物については、次の更新（建築物・工作物の建替え・修繕、色の塗替え、屋外広告物の表示内容・デザインの変更）の時に、景観形成基準等が適用されます。

(2) 手続き

景観法及び景観条例に基づく事前協議や届出に関する手続きの流れは次のとおりです。



■ 図一 事前協議や届出に関する手続きの流れ

<景観法第16条に基づく届出>

建築物や工作物の新築・新設、増設、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え又は色彩の変更、開発行為及び景観条例で定める行為を行う場合は、あらかじめ行為の種類や場所等定められた項目について届け出なければなりません。また、届出の内容が景観計画に定めた当該行為について制限に適合しない場合、市は設計の変更を勧告することができます。

<景観法第17条による特定届出対象行為>

景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものを行おうとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置を命ずることができます。

資料編

参考資料

(1) 綾瀬市景観計画【別冊】＜景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）＞の策定に向けて

綾瀬市景観計画【別冊】＜景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）＞は、関係者へのアンケート調査及び説明会の開催、パブリックコメント実施をはじめ、綾瀬市景観審議会での検討により策定されました。

《綾瀬市景観審議会》

①委員構成

選出区分	氏名	役職名及び団体名	備考
学識経験者	すげ たかよし 菅 孝能	株式会社山手総合計画研究所 取締役会長	会長
学識経験者	おおはし なみこ 大橋 南海子	株式会社まちづくり工房 代表取締役	副会長
学識経験者	よしだ しんご 吉田 慎悟	色彩計画家 有限会社クリマ 取締役	
学識経験者	よしだ ようこ 吉田 洋子	吉田洋子まちづくり計画室 主宰	
学識経験者	かとう しんいち 加藤 伸一	綾瀬市商工会 商業部会長	
市 民	よしだ まこと 吉田 誠	市民公募委員	
市 民	おにつか しょうえん 鬼塚 章園	市民公募委員	

令和2年11月時点の職名

②検討経緯

審議会	開催日	議題
第13回	平成30年11月16日（金）	・基礎調査の進捗状況について説明
第14回	令和元年6月28日（金）	・アンケート調査及び説明会の開催に伴う事前の意見聴取
第15回	令和元年8月23日（金）	・景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）の指定について
第16回	令和2年1月16日（木）	・景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）の指定について
第17回	令和2年5月22日（金）	・景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）の指定について
第18回	令和2年10月7日（水）	・綾瀬シンボルロードの景観形成重点地区指定及び指定に伴う景観形成方針及び景観形成基準の策定について ・綾瀬市景観計画の一部改定について

《策定までの流れ》

平成30年度 2018年度	綾瀬シンボルロード景観基礎調査の実施
------------------	--------------------



令和元年度 2019年度	4月	景観形成方針及び景観形成基準（素案）の作成
	10月	関係者へのアンケート調査及び説明会の開催
	12月	景観ニュース 【景観形成重点地区／綾瀬シンボルロード】(vol.1)の発行
	2月	景観ニュース 【景観形成重点地区／綾瀬シンボルロード】(vol.2)の発行
	3月	景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード） 景観形成ガイドライン（案）の作成



令和2年度 2020年度	7月	景観ニュース 【景観形成重点地区／綾瀬シンボルロード】(vol.3)の発行
	8月	パブリックコメント実施
	12月	景観ニュース 【景観形成重点地区／綾瀬シンボルロード】(vol.4)の発行
	2月	景観ニュース 【景観形成重点地区／綾瀬シンボルロード】(vol.5)の発行
	3月	綾瀬市景観計画の一部改定及び綾瀬市景観計画【別冊】<景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）>の策定

綾瀬市景観計画【別冊】

< 景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード） >

発行年月 / 令和3年3月

発行 / 綾瀬市

編集 / 綾瀬市都市部都市計画課

問合せ先 / 〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川 550 番地

T E L : 0467-77-1111（代表）

U R L : <https://www.city.ayase.kanagawa.jp>

綾瀬市景観計画【別冊】<景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）>における色の表現については、印刷による色再現のため、実際の色（マンセル値）とは異なる場合がありますので御注意ください。



< 景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード） >
綾瀬市景観計画【別冊】 令和3年3月発行

発行：綾瀬市

〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550番地
TEL：0467-77-1111（代表）